

〈施設園芸農業者の皆様へ〉

# 園芸施設共済の補償が 拡充されました！！

自然災害等により被災した園芸施設を再建し、速やかに農業経営の継続が図られるよう、平成27年2月から園芸施設共済の補償が拡充されています。

詳しくお聞きになりたい場合は、最寄りの農業共済組合へお問い合わせください。

## 拡充の3つのポイント

### 1. 時価ベースの補償の拡充

#### ○耐用年数の見直し

施設本体と附帯施設の耐用年数を右表のとおり見直しました。

パイプハウスは、耐用年数が2倍になり補償金額が増加しています。

園芸施設の種類等	見直し前	見直し後	差
ガラス室Ⅰ類(木造)	10年	5年	(△5年)
ガラス室Ⅱ類(鉄骨)	15年	14年	(△1年)
プラスチックハウスⅠ類(木竹)	5年	5年	(±0年)
プラスチックハウスⅡ類(パイプ)	5年	10年	(+5年)
プラスチックハウスⅢ類(簡易鉄骨)	7年	14年	(+7年)
プラスチックハウスⅣ類・Ⅴ類・Ⅶ類(鉄骨)	15年	14年	(△1年)
附帯施設	5年	7年	(+2年)

#### ○補償価額の引上げ

施設本体と附帯施設の耐用年数経過後の補償価額を再建築価額の20%から50%に引き上げることにより補償金額が増加します。

## 2. 復旧費用の補償の追加

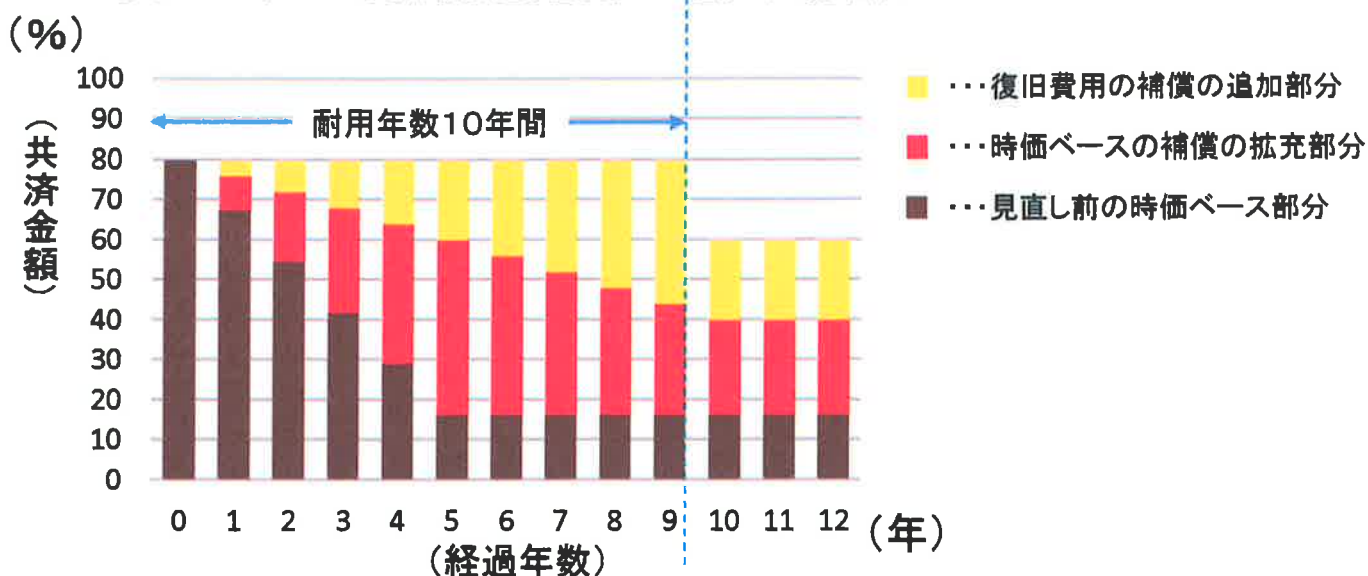
1の時価ベースの補償の拡充に加えて、**農家の選択により、更に大きな補償が受けられます。**

- ① 耐用年数内の施設の補償額は、**再建築価額の100%**。
- ② 耐用年数経過後の施設の補償額は、**再建築価額の75%**。

### 復旧費用の5つの留意点

- ① 農家選択によるオプションで、付加する場合は所有するすべてのハウスについて復旧費用の補償をつけることとなります。
- ② 追加部分の共済掛金は全額が加入者に負担していただきます。
- ③ ハウスについては園芸施設本体部分のみが対象です。被覆材は支払対象になりません。
- ④ 罹災した棟ごとに、罹災時に加入者からの復旧計画書の提出、復旧完了の通知時に領収書の明細の提出が必要です。
- ⑤ 復旧完了の通知は共済事故から一年以内が原則です。復旧完了後に、現場確認を行い共済金をお支払いいたします。

### 〈パイプハウスで付保割合が8割の場合〉



復旧費用まで加入した場合、補償水準は耐用年数以内であれば最高で80%、耐用年数後は最高で60%に拡充されます。

## 3. 撤去費用の対象の拡充

これまで、撤去費用の対象となっていなかった**パイプハウスも撤去費用の補償対象に追加されています(農家選択)。**